

高齢者施設・事業所 管理者 様
障害者施設・事業所 管理者 様

静岡県健康福祉部福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ
同時流行の予防と備え等について

日頃、本県の健康福祉行政に御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は再び増加傾向に転じ、今冬は、**新型コロナウイルス感染症が今夏以上に拡大し、季節性インフルエンザと同時に流行することが懸念**されております。

現在、医療関係部局において、市町や医療機関等と連携し、発熱患者等に対する外来医療体制の強化等に取り組んでおりますが、**同時流行し多数の発熱患者等が発生した場合には、外来医療機関がひっ迫し、発熱等の症状がある場合でも速やかに医療機関を受診できない状況が発生しかねません。**

つきましては、こうした状況を防ぐために、貴施設においても下記の事項について取組いただきますようお願いいたします。

記

1 検査結果証明や診断書について

別添厚生労働省通知のとおり、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得について、以下の点に御配慮願います。

- ・従業員が発熱等の体調不良で休暇を取得する際に、新型コロナウイルス感染症又は季節性インフルエンザの**検査結果を証明する書類や診断書を求めないこと**
- ・従業員が新型コロナウイルス感染症又は季節性インフルエンザに感染し、職場復帰する際も**検査の陰性証明や治癒証明を求めないこと**

2 感染予防と感染した場合の備えについて

発熱外来のひっ迫等を回避するためには、感染の予防と感染した場合の備えが重要であることから、以下の事項について、別添チラシ等により、従業員への周知をお願いします。

- ・**新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの接種の検討**
- ・**発熱などの体調不良時に備え、解熱鎮痛剤や新型コロナ抗原検査キットの事前購入**

【送付資料】

- 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について
(令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- 周知用チラシ
 - ・「この冬は、ワクチン接種・新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の準備を」

担当：介護指導第2班

電話：054-221-3256